

議員提出議案第 7 号

国道 1 6 3 号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業を国の責任で早期  
に実施することを求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第 1 3 条の規定により、上記の議案を  
提出する。

平成 2 2 年 6 月      日

提出者 西   口   広   信

賛成者 稲   田   欣   彦

〃      山   田   正   弘

〃      中   野   陽   泰

〃      井   上   充   生

〃      白   本   和   久

国道１６３号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業を国の責任で早期  
に実施することを求める意見書

国道１６３号線における清滝生駒道路（生駒区間）に関する事業については、今年度の国土交通省による道路、河川関係の予算配分で予算要求額を確保したが、一時は凍結候補に上がるなど、不安定な状況である。

国道１６３号線は、大阪市を起点に、本市と京都府南部を經由し、三重県津市を終点とする主要都市間を相互に結ぶ主要幹線道路である。沿線には、事業所、店舗、住宅などが連たんし、地域住民の日常的な通勤・通学、店舗利用等を目的とした交通に利用されている。しかし、現国道は、本市内において右折レーンが短く渋滞が多い箇所があり、さらに歩道が設置されていない箇所があるなど、大型車の通行も多い中で、危険な状態となっている。

そこで、本国道の清滝生駒道路（生駒区間）事業は、本市北田原町から鹿畑町までの区間について、市街地の交通混雑の緩和、交通安全の確保と本市の活性化を図るため高規格道路（学研都市連絡道路）として位置付けられたものである。清滝生駒道路は、現国道に代わって、安全対策や物資等の流通に大きな役割を果たし、さらに、防災の観点から、地域住民の安心・安全を求める声は大きく、本市の快適なまちづくりにとって必要な事業である。

このことから、国道１６３号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業を地域住民の意見を聞きながら、国の責任で早期に実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年６月      日

生 駒 市 議 会